

## みまもりeカメラサービス契約約款

### 【第1章 総則】

(約款の適用)

第1条 株式会社愛媛CATV(以下「当社」といいます。 )は、当社が提供するネットワークカメラサービス「みまもりeカメラサービス」(以下「本サービス」といいます)を、利用契約者(以下「契約者」といいます)との間で締結される契約約款(以下「本約款」といいます)に基づき提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがございます。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の約款によります。なお、変更後の約款およびその効力発生時期については、当社のWEBサイトに公開する方法で周知いたします。

### 【第2章 サービス】

(本サービスの内容)

第3条 本サービスは当社が所有するカメラを貸し出し、サービスを提供いたします。

- 本サービスの利用料は別表1に定めるものとします。
- 本サービスはカメラメーカー専用のアプリをスマートフォンにインストールして、映像視聴などサービスをご利用いただけます。パソコンなど一部端末でご利用いただけない場合がございます。
- 本サービスの利用者による行為は本サービスの契約者による行為とみなします。
- 当社は、契約者の承諾を得ることなく、本サービスの全部または一部を変更し、または廃止できるものとします。当社は、本サービス内容の変更または廃止により契約者に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。

(料金の清算方法)

- 当社は、契約者が契約に基づき支払う料金のうち、利用料等は当社が別に定める方法により計算します。
- 当社は、サービスの変更により利用料の額が増加または減少したときは、サービスの変更のあった日を基準として、翌月分より利用料の変更を適用します。

(設置および費用負担等)

- 設置工事を行う場合は、契約者は当社に当社が定める工事費を支払うこととします。
- 当社が本約款に基づき本サービスを提供するために必要な工事は、当社または当社の指定する者が行うものとし、契約者は、設置または設置場所の変更にかかる費用を負担するものとします。

(提供の中断等)

- 当社は、以下の事項のいずれかに該当する場合には、契約者および利用者の同意を得ることなく、本サービスの全部または一部の提供を一時中断もしくは一時停止することができます。
  - 本サービスを提供するために設備の保守や工事を定期的または緊急に行う場合
  - 本サービスに使用するアプリケーションの更新その他これに類する作業が発生した場合
  - カメラその他の設置した機器の故障や不具合、その修理もしくは交換を要した場合
  - 天災地変、火災、盗難その他の非常事態により、本サービスの提供ができなくなった場合
  - 運用上または技術上、本サービスの提供が不能または困難になった場合
  - その他、当社が本サービスの運営上、一時的な中断が必要と判断した場合
- 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中断するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
- 第1項の規定に基づき、当社が本サービスの提供を停止した場合、契約者は本サービスの停止期間に相当する利用料金を支払うものとします。

(提供の停止)

- 当社は、以下の事項のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を停止する場合がございます。
  - 契約者が本約款に定める契約者の義務に違反した場合
  - 契約者が料金など本サービス契約上の債務の支払を怠り、または怠るおそれがあると判断された場合
  - 契約者が違法に、または明らかに公序良俗に反する態様において本サービスを利用した場合
  - 前各号に掲げる他、当社が不適切と判断する態様において本サービスを利用した場合
- 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中断するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

### 【第3章 契約】

(申込および契約の成立)

- 契約者は当社所定の書面または当社が定める方法により本サービスの申込を行い、当社が当該申込を受理したときに本サービスの契約が成立します(「申込受理日」)
- 当社は前項の規定にかかわらず、以下の項目に該当する場合は、利用申込を承諾しない場合があります
  - 申込内容に虚偽、誤記または記載漏れがあり契約履行が困難な場合
  - 申込者が料金等又は当社と他の契約に基づく債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断した場合
  - 過去に不正利用などにより、本約款もしくは愛媛CATVテレビサービス契約約款、インターネット接続サービス約款等に基づく契約等の解約又は利用を停止された場合
  - 機器の設置場所の所有者、居住者の代表者、管理者その他これに類する者の機器設置の書面による承諾が得られないとき
  - 設置場所の状況や環境による制約条件、稼働する施工店の施工可能範囲により本サービスを提供ができない場合
  - その他、当社が不適当と判断したとき

(加入申込解除)

第9条 加入申込者は、本申込等を解除しようとするときは、申込日から8日間、書面で当社に通知することにより申込を解除または、取り消しすることができます。ただし、この場合カメラ設置施工済みの場合、設置時の工事費は契約者さまにてご負担いただけます。

(契約者の地位継承)

- 相続または法人の合併等により契約者の地位の承継があったときは、相続人または合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、速やかに届け出るものとします。
  - 前項の場合に、相続人が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただけます。これを変更した時も同様とします。
  - 前項の規定による代表者の届出があるまでの間、当社は、その相続人の1人を代表者として扱います。
- 当該変更日が属する月の利用分から新契約者が支払うものとします。ただし、変更手続き処理の都合により上記と異なる場合には、変更日を別途通達のうえ適用となります。

(契約者の変更)

第11条 契約者は氏名、名称、住所または請求書の送付先に変更があったときは、速やかに当社へ連絡し、当社指定の書面にて変更手続きを行うものとします。

(設置場所の移転)

- 第12条 契約者は、次の場合に限り機器等の設置場所を変更できるものとします。
  - 変更先が同一敷地内の場合
  - 変更先が、当社がサービスを提供している区域内であり、技術的に可能な場合
- 契約者は、前項の規定により機器等の設置場所を変更しようとする場合は、当社にその旨を文書にて申し出るものとし、変更に要する費用は契約者が負担するものとします。また、これにとまなう工事は、当社または当社の指定する業者が行うものとします。

(契約の解約)

- 第13条 契約者が解約を希望する場合は、速やかに当社にその旨申し出るものとします。
  - 解約希望月の月末までに、当社または当社指定業者による機器の撤去完了が必要です。撤去日程の調整は、契約者が当社と協議のうえ速やかに行うものとします。なお、撤去にともない契約者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等の回復を要する場合には、契約者が自己の負担でその復旧工事を行うものとします。
  - 当該月内に撤去が完了しない場合は、翌月も料金が発生します。
  - 工事完了月にご解約された場合は、基本料金の1ヵ月分をご請求するものとします。

(当社がおこなう本サービス契約の解約)

- 第14条 当社は、以下の各号に該当する場合には、本サービス契約を解約することがあります。
  - 契約者がサービス料金その他債務について、支払期日を経過してもなお支払わなかった場合
  - 契約者が、本規約の内容又は趣旨に違反した場合。
  - 契約者が第8条における利用申込において、虚偽の申告をおこなったことが判明した場合
  - 契約者が第8条第2項の各号いずれかの事由に該当することが発覚した場合
  - 当社が本サービスの提供を終了したとき
  - その他、契約者として不適当と当社が判断した場合

(最低利用期間)

第15条 本サービスの最低利用期間は24ヵ月間とします。契約者からの解約がなく、この期間を満了したときは、従前と同一条件にて本サービスの利用契約を更新するものとします。更新後においては、契約期間は定めはないものとします。

(解約金)

- 第16条 当社は契約者より最低利用期間が満了する前に契約の解除の申し出があったときには当該契約者に対して別表4に定める費用を請求するものとします。
  - 施工時に弊社インターネット契約者(光eねっと(マンションタイプ含む)、光100、ピカラ光ねっと)であって、別表4の愛媛CATVインターネット契約者さまの設置工事費をお支払いの場合、最低利用期間内で解約された場合は正規の設置工事費との差額を別表4の計算式にしたがってお支払いいただけます。

(譲渡の禁止)

第17条 契約者が加入契約に基づいて本サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

(契約事項の変更等)

- 第18条 当社は、契約者から料金表に規定する本サービスの種類、品目等の変更の請求があったときは、契約事項の変更を行います。
  - 契約者は、設置場所変更について変更の請求をすることができます。この請求の内容を実施するために費用が発生するときは、契約者に負担していただけます。

#### 【第4章 料金】

(料金および工事に関する費用)

- 第19条 当社が定める本サービスの利用料金は別表1の料金表に規定するとおりとします。
  - 社会情勢等の事由により、利用料金の改定を行う場合があります。

(料金等の支払い)

- 第20条 契約者は、その契約に基づいて当社が本サービスを開始した翌月1日から起算して、契約の解除もしくは解約があった日の属する月の月末日までの期間について、当社が提供する本サービスの態様に応じて別表1に定める料金表に規定する利用料(以下、「利用料」といいます。以下この条において同じとします。)の支払いを要します。
  - 利用料等の単位は月払いとし、当月の利用料は、翌月請求となります。ただし、施工完了日を含む月に関しては利用料は発生しません。
  - 契約者は工事完了日の翌月より、別表1に定める利用料を弊社が指定する期日までに指定の金融機関の契約者口座から自動振替、またはクレジットカードを利用しカード会社が定める会員規約及び弊社が別に定めるクレジットカード支払いに関する特約に基づいて支払うものとします。
  - 契約者は月途中で本サービスの種類、種別、品目、数量等の変更等の請求を行い、当社がこれを承諾したとき、その変更を行った本サービスの、その月の利用料等に関しては変更前の利用料等を適用するものとします。

(設置工事費の支払い)

- 第21条 契約者は、約款に規定する手続の請求を行い当社がこれを承諾したときは、別表2に定める工事に関する費用の支払を要します。ただし、工事の着手前にその契約の解除または請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます)があったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社はその料金を返還します。
  - 工事の着手後完了前に解除等があったときは、前項の規定にかかわらず解除等があったときまでに着手した工事の部分についての費用を負担していただけます。この場合、負担を要する費用の額は、着手した工事の部分の費用に消費税相当額を加算した額とします。

(その他の費用負担)

- 第22条 契約者は、別途本サービス利用のため、スマートフォンやタブレットなどの端末およびインターネット接続環境を用意するものとします。なお、本サービス利用にかかる通信費用およびその他の費用は契約者が負担するものとします。
  - 契約者は、自己の責任と負担において、本サービスを利用するものとします。なお、前項の環境を満たさない場合、当社は一切の責任を負わないものとします。

(利用料金の支払等)

第23条 サービス利用の月ごとに利用料の精算をします。また、月途中で契約が解除された場合においても、日割り計算による精算はしないものとします。

(端末機器および設備に関する費用の支払義務)

第24条 契約者は、故意または過失により当社から貸与している端末および当社にて施工した設備を故障、破損させた場合は、別表3に定める機器弁償代金を当社に支払うものとします。

(延滞処理)

- 第25条 契約者は、料金または割増金等の債務について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、翌月分と合わせて支払うものとします。
  - 前項の延滞処理にもかかわらず、支払がない場合には、料金の債務(延滞利息を除きます。)について、最初の支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年 14.6% の割合で計算して得た額を、延滞利息として当社が指定する期日までに支払うものとします。

#### 【第5章 設備】

(設備の提供・移転・撤去、設置および費用負担等)

- 第26条 当社が本約款に基づき本サービスを提供するために必要な工事は、当社または当社が指定する者が行うものとし、契約者は、設置または設置場所の変更にかかる費用を負担するものとします。
  - 契約者は、カメラを動作させるために、必要な費用を負担するものとします。
  - 契約者は、カメラを本来の用法に従い、善良な管理者の注意を持って使用し、加入契約が終了したときは、当社に返還するものとします。
  - 契約者は、次の各号の行為はできないものとします。万一違反した場合、当社は契約の解除および損害金を請求する権利を有するものとします。
    - 本来の用法によらない方法で当社の本サービスを不正に受けたり、受けようとするこ
    - カメラを転賃、譲渡、買入れ等すること
    - 第12条(設置場所の移転)による場合を除き、カメラを定められた場所から移動したり、接続変更すること、カメラを分解したり、変更を加えること
  - 契約者は、カメラの性能、機能が不完全であったり通常の使用上障害になると認められる外観上の瑕疵がある場合を除き、カメラの交換を要求できないものとします。
  - 契約者は、使用上の注意事項を厳守してカメラを維持管理するものとします。なお、契約者の故意、過失、第三者の行為によるカメラの故障、紛失等があった場合、直ちに当社に申し出るものとし、その修理、復旧に要したすべての費用を、また、紛失および修理不能による場合は料金表に定める機器損害金を、それぞれ当社に支払うものとします。
  - 契約者は、返還までに生じたカメラの毀損、盗難、滅失について、契約者の責に帰すべき場合には、代替機器の購入代価または修理代相当額を、損害賠償として支払うものとします。
  - 当社が本約款に基づいて貸与する機器等、および設置する設備に必要な電気等は契約者から提供していただけます。
  - 契約者は、当社が必要に応じて行う場合がある機器等の交換、バージョンアップ作業の実施に同意し、協力するものとします。

(カメラの設置場所)

第27条 当社は、カメラを原則として契約者が指定する場所に設置するものとします。

(機器等の貸与)

第28条 当社は、契約書に記載した台数のカメラ等を貸与します。

(映像データの管理責任)

- 第29条 本サービスにより記録媒体に録画された映像の所有権は本サービスの工事が完了した日をもって契約者に帰属するものとし、契約者は、本サービスにより録画された映像の管理について責任を負うものとします。また、警察等の第三者から映像データの提供を求められた場合、契約者は契約者の判断でこれに対処するものとします。
  - 本サービスにより録画される映像は、永年に蓄積されるものではなく、記録媒体の容量に応じて、順次上書きされていくものであることを契約者は予め承諾するものとします。
  - 当社は、契約者による本サービスの利用および録画映像の管理に起因して第三者との間では生じた紛争等に関して、一切の責任を負わないものとします。
  - 契約者は本サービスを利用するために必要な記憶媒体を契約者自身の費用負担によって別途準備するものとする。

#### 【第6章 損害賠償】

(損害賠償に関する条項)

- 第30条 当社の賠償責任は、当社に故意または重過失がある場合を除き、直接かつ現実の損害に限るとともに、月額利用料金12月分を上限とします。
  - 当社は以下のいずれに該当する支障に関してもしその責を負わないものとします。
    - 当社の設備以外の設備等に関連して発生した支障
    - 設備等の維持管理のために通常必要な工事等を行うことによって発生した一時的な支障
    - 天災地変その他当社の支配を超える事由によって、契約者の設備または当社の設備が損壊、毀損したことによって発生した支障
    - 契約者の設備の経年劣化等により発生した支障

(サービス機器における責任の所在)

第31条 当社は、以下の各号に関して保証を行わず、これに起因する契約書の損害について一切の責任を負わないものとします。

- 本サービスの完全性もしくは確実性、または特定目的への有効性および適合性
- 契約者が本サービスを通じて得る情報およびデータ等の完全性、正確性、確実性、有用性等
- 本サービスのシステムダウン等不具合を生じないこと
- 本サービスが即時性をもって提供されること
- 本サービスが当社の意図によらずに中断されないこと
- 当社が本サービスに関連して契約者に提供する試験サービス、またはこれに類する名目のサービスにおいて、何らの欠陥または瑕疵も生じないこと

- 2 当社は、以下の事項に関する、クレーム、主張、要求、責任、負担、損害および損失について、一切責任を負わないものとします。
  - (1)本サービスを通じて取得したサービスの数量、性質、正確性、有用性、最新性、契約者の特定の目的に合致すること、契約者の、スマートフォン・タブレット等での利用の可否
  - (2)本サービスを通じてなされた取引または約束の履行可能性
  - (3)本サービスが契約者の目的または要求を満たしていること
  - (4)本サービスに中断、障害が生じないこと
  - (5)本サービスが契約者の期待する適切な時期に提供されること
  - (6)本サービスがエラーのないものであること
- 3 本サービスが常時、映像データを保存または視聴することができることを保証するものではなく、対応ハードウェアその他の本サービスの利用に供する装置、ソフトウェアまたは通信網の瑕疵、障害、動作不良もしくは不具合その他の事由により、映像データを保存または視聴できない場合があること、および事由を問わず本サービスの提供終了に伴い映像データが削除されることを、契約者は了承するものとします。
- 4 当社は本サービスの提供期間を通して本サービスの利用に用いる全ての機器若しくはその記録媒体により処理され又は蓄積されたデータの消失、流出、毀損改変等について保証せず、データのバックアップ等は、利用契約者が自らの費用と責任において実施するものとします。いかなる場合も、当社は当該データに関する修復義務を負いません。

## 【第7章 雑則】

（機密保持）

第32条 当社および契約者は、本サービスの契約の履行に際し知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならないものとします。

（利用に係る契約者の義務）

第33条 契約者は、以下の各号を守るものとします。

- (1)当社が加入契約に基づいて設置した当社設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、もしくは損壊し、またはその設備に線条その他の導体を連結しないこと。ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、または自営端末設備もしくは自営電気通信設備の接続もしくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
  - (2)当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が設置した設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
  - (3)当社が設置した設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
- 2 契約者は、前項の規定に違反して当社が設置した設備を亡失し、または毀損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払うものとします。
  - 3 当社は、本サービスの提供に必要な当社設備の設置のため、契約者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構造物等無償で使用できるものとします。この場合、地主、家主その他の利害関係人があるときは、当該加入契約者はあらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、これに関して責任を負うものとします。
  - 4 契約者は、当社または当社の指定する業者が電気通信設備の調整、検査、修理等を行うため、契約者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構造物等への立ち入りを求めた場合は、協力するものとします。

（承諾の限界）

第34条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なときもしくは保守することが著しく困難であるとき、または、料金その他の債務の支払を現に怠りもしくは、怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき等、当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者へに通知します。ただし、本約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

（禁止事項）

第35条 利用者は、本サービスに関して、以下の行為をしてはなりません。

- (1)本サービスを、犯罪行為その他の反社会的行為、もしくはこれを予告・関与・助長するために用いること
- (2)本サービスを、他人の権利、プライバシーの侵害、個人情報の不正取得、その他不正の目的をもって利用すること
- (3)本サービスを、ストーキング行為を行う等、方法のいかんを問わず、第三者に対する嫌がらせに利用すること
- (4)本サービスを、利用者が利用権限を有しない端末を正当な理由無く利用・管理するために用いること
- (5)本サービスを第三者に再許諾すること
- (6)本サービスに関連して使用される当社または第三者の著作権、商標権その他一切の権利を侵害する行為、またはそのおそれのある行為をすること
- (7)分解または解析、修正、翻訳、その他改造行為
- (8)本サービスを接続しているサーバーもしくはネットワークを妨害したり混乱させたりすること
- (9)ID 等を不正に使用しまたは使用させること
- (10)虚偽または誤解を招くような内容を含む情報等を、掲載等しまたは登録する行為
- (11)他人（他の契約者を含み、以下同様とします。）の名前その他の情報を不正利用する行為
- (12)当社または他人の産業財産権（特許権、商標権等）、著作権、企業秘密等の知的財産権を侵害する行為
- (13)当社または他人の信用もしくは名誉を侵害し、または他人のプライバシー権、肖像権その他一切の権利を侵害する行為
- (14)本サービスの運営、提供もしくは他の契約者による本サービスの利用を妨害し、またはそれらに支障をきたす行為
- (15)本サービスを商業目的で使用する行為（ただし、当社が別に定めるものを除きます。）
- (16)法令または公序良俗に違反する行為
- (17)コンピュータウイルスなど、有害なプログラム・スクリプトを誘導する行為
- (18)その他、当社が不適当と判断した内容または行為

（違反行為への対応）

- 第36条 当社は、契約者の行為が前条のいずれかに該当する、もしくは本約款に定める他の規定に違反すると当社が判断した場合は、契約者への事前の通知なしに、契約者の情報の一部もしくは全部の削除を行い、本サービスの利用の中断もしくは強制的な解除等、当社が適当と判断する措置を講ずることができるものとします。
- 2 前項の規定に基づき、当社が講じた当該措置に起因して損害が発生した場合にも結果について、当社は一切責任を負わず、契約者は当社を免責するものとします。
  - 3 前2項の規定は、当社が当該処置を講じることにより当社または第三者に損害が発生した場合における、利用者の責任を契約者の行為により発生した結果を免責するものではありません。本条項に利用者が反したことにより第三者に損害を与えた場合、または第三者と紛争を生じた場合、利用者は自己の責任と費用でこれを解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとします。万一、当社が他の利用者や第三者から責任を追及された場合は、契約者はその責任と費用において当該紛争を解決するものとし、当社を一切免責するものとします。

（関連法令の遵守）

第37条 当社は、本約款に定める措置を講ずるに際しては、関連法令の定める範囲内で、適切な措置を講ずるものとします。

（合意管轄）

第38条 本約款の解釈、履行・その他につき争いが生じた場合は、管轄裁判所を松山簡易裁判所、または松山地方裁判所とします。

（反社会的勢力の排除について）

第39条 加入契約後、契約者が「暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他の反社会的勢力」のいずれかに該当することが判明した場合、当社はなんら催告することなく加入契約を解除することができ、これによる契約者の損害を賠償する責を負いません。

（契約者に係る個人情報の取扱いと使用）

第40条 契約者に係る個人情報の取扱いと使用については、当社が公開するプライバシーポリシーに掲げるとおりとします。

（知的財産権および成果物の帰属）

第41条 契約者がアンケート等で当社に回答いただいた内容等についての著作権（著作権法第 27 条および第 28条に規定する権利を含む。）その他の知的財産権は、全て当社に帰属するものとし、契約者は、自己が回答した内容等につき著作権者人格権を行使しないものとします。

（約款の変更および告知）

- 第42条 当社は、本約款の内容を、社会情勢の変化その他の合理的必要性がある場合に、契約の目的に反せず、かつ、相当な範囲において変更することがあります。この場合には、契約者および当社は変更後の本約款に拘束されるものとします。
- 2 当社は、当社が本約款を変更する場合、当該変更の影響を受けることとなる契約者に対し、当社の定める方法により、変更すること、変更の効力発生時期、及び変更後の約款の内容についてあらかじめ当社ウェブサイト（https://www.e-catv.ne.jp）に掲載、通知します。
  - 3 当社は、前項により通知する変更の効力発生時期が到来した後に契約者が基本サービスの利用を継続した場合は、契約者が変更後の約款に同意したものとみなします。

本約款は2025年10月18日より施行いたします。

### 【別表1】料金利用表

サービス名称	提供価格	愛媛CATVインターネット加入者さま提供価格(※1)(※2)
みまもりeカメラ(1台目)	1,980円	1,430円
みまもりeカメラ(2台目以降)	1,760円	1,210円

(※1)愛媛CATVインターネットとは、光eねっと、光100、光eねっとマンションタイプおよびピカラ光ねっとのことを指します。それ以外のインターネット接続サービスは対象外です。(※2)加入者さま価格の適用は、同一登録番号でのご契約かつ本サービス請求と同じ利用月のネット請求がある場合に限りませす。

## 【別表2】設置工事費(1台ごろにかかる費用です)

区分	請求金額	愛媛CATVインターネット加入者さま請求金額(※1)(※2)
設置工事費(Wi-Fi有線タイプ)(※3)	16,440円／台	5,500円／台

(※3)設置工事費内で含まれる作業内容は下記の通りです。
【Wi-Fiタイプ】設置場所へのビス留め固定、カメラとWi-Fiルーターの接続作業
【有線タイプ】Wi-FiルーターからPoEスイッチハブを介してカメラまでのLAN配線（露出配線）ならびに設置場所へのビス留め固定、接続確認
上記作業を超える作業や工事内容によっては追加工事費が発生する場合がございます。その場合、別途見積もりを提示の上、作業させていただく流れとなります。

## 【別表3】機器弁償代

機器弁償代は不課税となります。

機器名	請求金額
カメラ本体(Wi-Fi有線タイプ)	15,500円
PoEスイッチハブ	4,500円
接続ケーブル類	550円

## 【別表4】解約金・設置工事費

みまもりeカメラサービスの最低利用期間は24ヵ月です。工事完了日をサービス開始日と捉え、サービス開始日が利用開始日1ヵ月目となります。24ヵ月未満の解約の場合は、下記に定める解約金および設置工事費が必要となります。

- (1)解約金
カメラ1台につき1,100円の解約金が発生いたします。

- (2)設置工事費
456円×(24ヵ月ー利用月数)
\*施工時に弊社インターネット契約者さまであって、愛媛CATVインターネット契約者さまの設置工事費をお支払いの場合、最低利用期間内で解約された場合は、正規の設置工事費との差額を上記計算式にしたがってお支払いいただきます。

区分	※1以外のインターネット接続サービス契約者および愛媛CATVインターネット未加入者さま	愛媛CATVインターネット加入者さま(※1)(※2)
解約金	1,100円／台	1,100円／台
設置工事費	0円	456円×(24ヵ月ー利用月数)